

平成30年度
第2回東京都住宅政策審議会

平成31年2月7日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

午前9時30分開会

○増田住宅政策課長 大変お待たせいたしました。本日は、大変お忙しい中、東京都住宅政策審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。まだお見えでない方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

事務局を務めさせていただいております東京都都市整備局住宅政策課長の増田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、失礼ですが、座って進めさせていただきます。

冒頭、報道機関の皆様一言申し上げます。撮影につきましては議事の開始までとさせていただきます。御協力をお願いいたします。

委員の皆様、御発言される場合のマイク操作につきまして御説明いたします。会議室の都合上、今回、据えつけのマイクがございません。有線マイクを設置されていない先生におかれましては、各テーブルにワイヤレスマイクを用意しておりますので、大変恐縮ですが、お二方で1本のマイクをお使いいただければと思います。また、発言後はマイクのスイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、現在、委員29名中過半を満たしておりますので、本日の審議会は、運営要綱に基づく定足数、すなわち過半数に達していることを御報告いたします。

次に、お手元にお配りいたしました資料について確認をさせていただきます。

議事に関する資料といたしまして、資料－1「平成30年度第1回住宅政策審議会における主な御意見の概要」、右上の資料－2「中間のまとめ（案）の概要」、それから資料－3「中間のまとめ（案）」、それから資料－4「住宅政策審議会審議スケジュール（予定）」、続きまして、参考資料－1としまして「諮問事項に係る検討資料」、参考資料－2としまして「都営住宅の現状【資料集】」、参考資料－3としまして「諮問事項に係る検討資料【その2】」、以上7点を御用意させていただいております。

このほかに、本日の座席表、13期住宅政策審議会委員名簿、東京都住宅政策審議会幹事・書記名簿、それから本日の次第、以上の資料を机上にお配りしております。不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

なお、本日の会議は、会議次第にございますように、おおむね午前11時30分までを予定しております。

それでは、ただいまより、平成30年度第2回東京都住宅政策審議会を開会いたします。

本審議会に今回初めて御出席された委員の先生がいらっしゃいますので、この場で御紹

介をさせていただきます。

大変恐縮ですが、その場で御起立いただければと思います。

山本美香委員でございます。

○山本委員 よろしくお願いいいたします。

○増田住宅政策課長 河端瑞貴委員でございます。

○河端委員 河端です。よろしくお願いいいたします。

○増田住宅政策課長 よろしくお願いいいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては浅見会長にお願いいたします。

なお、先ほど申し上げましたとおり、撮影につきましてはここまでとさせていただきます。御協力をよろしくお願いいいたします。

それでは、浅見会長、よろしくお願いいいたします。

○浅見会長 それでは、進めさせていただきます。

まず、留意事項を述べさせていただきます。

本審議会は、運営要綱第3の第5項に基づきまして公開とさせていただいております。お手元の議事に関する資料につきましても、会議の終了後、ホームページに掲載させていただきたいと存じます。また、議事の内容につきましては、発言者の氏名を記載した形で全文をホームページより公開させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

議事の（1）住宅政策審議会（平成30年10月4日）における主な意見について、事務局から御説明をお願いいたします。

○尾關計画調整担当課長 本審議会の事務局を務めております住宅政策推進部計画調整担当課長の尾關と申します。よろしくお願いいいたします。失礼ですが、着座にて御説明したいと思っております。

資料－1とございます「平成30年度第1回住宅政策審議会における主な御意見の概要」について御説明申し上げます。

これは、去年の10月4日に行われました第1回審議会の御議論いただいた内容のうち、今回の諮問に係る事項について振り返りの意味で御用意したものでございます。カテゴリーごとに分けてございますので、順に御説明したいと思います。なお、こちらにつきましては、当日の審議会の終了後に別途頂戴した御意見も含まれます。

まず、【都営住宅の管理、諮問事項総論】というテーマで4点ほど御意見をいただい

おります。こちら、セーフティネットという観点での都営住宅ですとか、あと、それを踏まえた今後の課題について御意見をいただいております。

続きまして、【子育て世帯への支援】ということで7点御意見を頂戴しております。こちら、若年ファミリー向けに、この制度を知られていないことですとか、あとは、申し込みや入居の対象や期限つき入居、そういった課題について御意見をいただいております。

おめくりいただきまして、2ページ目、【単身者の入居制度、高齢化・単身化】というくくりで2点御意見をまとめております。こちらは、都営住宅の高齢化に関することですとか、あとはほかの公営住宅との比較や理由、そういった御意見をいただいております。

続きまして、【高齢者への生活支援サービス】の観点で2点ほど意見を頂戴しております。水道のスマートメーターですとか、あとその他、必要な施設についての御意見でございます。

続きまして、【福祉、まちづくり、地域との連携】といたしまして、4点ほど御意見をいただいております。こちら、福祉に対する考え方ですとか、あとは地域の中でほかの公営住宅も含めたような論点、そういったところで御意見をいただいております。

次、【出口戦略、労働政策との連携】という観点で1点御意見をいただいております。

一番下、【管理の適正化】ということで1点御意見をいただいております。

続きまして、次の3ページでございます。

【その他管理諸問題】ということで、管理ですとか募集についての論点で3点御意見を頂戴しております。

また、【都営住宅の災害対応】といたしまして1点。

【都営住宅の質的状況】、これは環境の観点ですけれども、そういったことで1点。

続きまして、【都営住宅の新規増設】として2点。

【都営住宅以外の住宅セーフティネット】という観点で1点。

【住宅施策共通】ということで1点、これは今後の住宅供給全体のあり方というところですが、そちらで1点。

最後、【審議会、企画部会の今後の進め方】といたしまして3点ほど御意見を頂戴いたしたところでございます。

事務局からは以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から意見の概要について御説明がありました。これまでのところで、何か御質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次の議事（２）中間のまとめ（案）についてに移ります。

本日は、企画部会でのこれまでの審議について、中間のまとめ（案）として大月部会長から御報告いただきます。大月部会長、よろしくをお願いいたします。

○大月委員

企画部会長の太月でございます。

私からは、企画部会として取りまとめました、お手元の資料－３にございます中間のまとめ（案）の審議過程と要旨を説明します。内容の詳細につきましては事務局のほうから説明したいと思います。

まず、これまでの審議過程について御報告を申し上げます。

当企画部会は、昨年10月4日の第1回審議会での専門的な調査、検討の付託を受けまして、入居者の高齢化・単身化が進む都営住宅における多世代共生の実現に向けて、1つ目には子育て世帯への支援、2つ目には単身者の入居制度、3つ目には高齢者への生活支援サービス、この3つの課題について検討してまいりました。

まず、10月18日に開催しました第1回部会におきましては諮問事項にかかわる課題及び方向性について審議し、公平性の担保、管理の適正化、まちづくり、地域との連携といった観点から幅広く御意見をいただきました。

続いて、11月13日に開催しました第2回の部会におきましては、都営住宅の指定管理者である東京都住宅供給公社の方をお招きし、都営住宅の管理、自治会の状況や巡回管理人の業務等についてヒアリングを行うとともに、諮問事項に係る具体的施策案について審議いたしました。

これらの審議や意見聴取を踏まえまして、先月18日に第3回部会を開催しまして、中間のまとめの素案について審議いたしました。同部会でいただいた御意見をもとに内容を修正し、本日に至っております。

お手元の資料－３にございます中間のまとめ（案）の要旨について、ごく簡単に申し上げます。

この資料の1枚めくっていただきまして、2ページというところに目次がございます。「はじめに」という前文に続きまして、ⅠからⅤの5章構成となっております。諮問の3つの課題認識に沿って新たな施策の方向性や都営住宅の適切な広報等についてⅢ、Ⅳで提言するとともに、これまでいただいた数々の御意見を整理して、できるだけⅤに盛り込んでおります。

今後、企画部会におきましては、本日の審議内容等を反映いたしまして、年度明けの審議会に答申素案として御報告をする予定です。

私からの説明は以上でございますが、詳細は事務局から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

では、宮崎さんお願いします。

○宮崎管理制度担当課長 事務局を務めております都営住宅経営部管理制度担当課長の宮崎と申します。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、A3判の資料-2「中間のまとめ(案)の概要」と資料-3「中間のまとめ(案)」を御用意いただきたいと思っております。

では、まず資料-3をごらんいただきたいと思っております。

本審議会がまとめます都営住宅における管理制度等のあり方につきまして、企画部会において委員の皆様からいただいたさまざまな議論を踏まえて、中間のまとめ(案)としてまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。

目次につきましては、先ほど大月部会長から御説明のあったとおりでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

「はじめに」とございます。ここでは諮問に対する本審議会としての認識を示してございます。具体的には、都営住宅においては高齢・単身化が進んでおりまして、今後もさらに進むものと見込まれること。また、都では条例に基づき策定しました6次にわたるマスタープランにおきまして、都営住宅を住宅に困窮する都民への住宅セーフティネットの中核として位置づけまして、有効に活用して事業を進めるよう努めてきたこと。近年は、期限つき入居の募集などの子育て世帯向けの各種施策に取り組んできたことなどを述べております。一方で、若年単身者などのような新たな住宅困窮者の存在、応募倍率のばらつき等によりまして、空き住戸も見られるなどの事象も発生しております。こうした社会経

済状況の変化のもと、将来を見据えまして、都営住宅ストックをさらに有効活用して、さまざまな世代がともに暮らし、支え合える多世代共生を実現していく必要があるものとするものでございます。以上のような認識のもと、今後の具体的な施策の展開の方向性等について取りまとめまして、中間のまとめ（案）として報告するものでございます。

ここから先はA3判の概要資料をもとに説明いたしますが、章ごとの節目では、内容に記載し切れなかったことにつきまして必要に応じて資料－3をごらんいただきながら補足説明をさせていただきたいと思っております。そのため、この2つの資料を行ったり来たりとなってしまうことを御容赦いただきたいと思っております。

では、A3判の資料－2をごらんいただきたいと思っております。

I 都営住宅の管理・供給の基本的考え方でございます。

都営住宅の役割と状況についてでございますが、先ほど申し上げましたように、都営住宅は都内における住宅セーフティーネット機能の中核を担っております。建てかえや修繕等を通じまして既存ストックを有効に活用して、引き続きその役割を果たしていく必要がございます。また、都営住宅の管理につきましては、地方自治法に基づきまして東京都住宅供給公社を指定管理者として指定し、使用料の徴収、施設管理等を実施してございます。

次に、都営住宅入居者の高齢化・単身化についてでございます。都営住宅は、都内の高齢化平均を上回るスピードで高齢化・単身化が進んでおりまして、名義人75歳以上の世帯は約4割を超えまして、その半数は単身世帯となっております。現状の傾向のまま高齢化が進んだ場合には、その割合は、近い将来50%を超えるものと推測されます。

次に、都営住宅団地の多世代共生についてでございます。都営住宅では、日常的なかかわり合いや交流を通じて、団地内の地域社会のつながりを育んでまいりました。その中核をなすのが入居者で構成される団地自治会でございますが、高齢・単身化が進行する中、自治会活動での支障、機能低下が顕在化しております。そこで、子育て世帯等も含め、日常的に交流を行い、さまざまな世代がともに健やかに暮らす、超高齢社会にふさわしい新たな多世代共生を実現していく必要がございます。

ここで、資料－3の中間のまとめ本文をごらんいただきたいと思っております。これまでの説明は、Iとしまして4ページから6ページに記載がございます。

まず、4ページの都営住宅の役割及び状況についてですが、概要には記載がありませんでしたが、住宅確保要配慮者の居住の安定のための住宅セーフティーネットの枠組みにつきまして簡潔に触れてございます。また、先ほど申し上げましたように、都営住宅の役割、

そして管理、ストックの状況についてもまとめてございます。さらには、これも概要には記載がありませんが、経営状況について収入確保の取り組みとあわせて記載してございます。

5 ページの中段以降には、入居者の高齢化・単身化。

続いて6 ページには、多世代共生について触れてございます。6 ページの中段、例えばで始める段落以降になりますけれども、一部の団地では、福祉を担う団体などによりまして入居者に対する生活支援サービスが提供されておりますので、この点について触れておりますので、軽く御説明さしあげたいと思います。まず、北区の桐ヶ丘アパートでは、地元の社会福祉法人が団地内商店街の空き店舗を活用しまして、地域住民が集う場所として常設のサロンを設置してございます。このサロンは、住民主体で運営されておまして、入居者を初めとしまして、地域から高い評価を得ているものでございます。また、新宿の戸山ハイツアパートでは、団地内の空き店舗を活用し、民間事業者により医療と介護の拠点となる暮らしの保健室が運営されておまして、常駐する看護師やボランティアが入居者からの生活相談に気軽に応じたり、住民同士の情報交換を推進してございます。さらには、団地内の住民組織が大学の協力や助言も得ながらコミュニティーカフェやイベント等を開催しているところでございます。

恐縮ですが、A 3 判の資料- 2 にお戻りください。

II 都営住宅の管理制度の課題等でございます。

都営住宅におきましては、高齢化・単身化が進行する中、住宅ストックを有効活用しまして、高齢者が安心して暮らせる環境整備、若年ファミリー世帯の入居促進等により、多世代共生を推進していくことが求められております。こうした課題認識のもと、諮問に沿って3つの論点から課題を整理してございます。

まず、1 の子育て世帯への支援でございます。

都では一般募集とは別に若年夫婦・子育て世帯向けに期限つき入居の制度を設けております。この制度による住宅を定期使用住宅と呼んでおりますが、この住宅の募集倍率が低下傾向にございまして、入居期限10年間のところ、平均入居期間は約5年となっております。また、現在の応募資格では、両親のいる世帯と比較しまして、経済的に困窮し、住宅面での支援を必要としていることが多いとされるひとり親世帯を対象としておりません。こうしたことから、子育て世帯の住宅困窮状況、ニーズに対応できるよう、期限つき入居の制度の期限、対象を見直す検討が必要である、また、制度の存在、仕組みについて対象

の若年ファミリー世帯に向けたわかりやすい周知・広報が必要であるという課題設定をしてございます。

次に、2として、単身者の入居制度についてでございます。

いわゆる就職氷河期世代の方々などの若年単身者の生活の基盤づくりや家族形成に資する観点から、住宅政策面での対応が求められているところでございます。現在、単身者向け住戸の応募倍率は、特に利便性の高い地域で高い水準にある一方、地域によってはファミリー世帯向け住戸の応募割れが発生している団地もございます。また、自治体によっては、大学と連携して学生向けの空き住戸を提供しているところもあり、こうした事例をもとに都営住宅における学生入居の条件整備をする必要がございます。こうしたことから、住宅に困窮する単身者にも都営住宅を提供できるよう、既存ストック活用のもと、入居資格の範囲の見直しや新たな提供方法の検討が必要であるという課題設定をしてございます。

次に、3の高齢者への生活支援サービスでございますが、高齢者の生活支援サービスは、都や指定管理者が住宅管理の一環として行うほか、区市町村の福祉部門や関連団体等により提供する場合がございます。都では、指定管理者の職員である巡回管理人が定期的に高齢者世帯等を訪問しているものの、その本務は住宅管理であることから、増加する高齢者の見守りを専門的に担うことは容易でない状況でございます。また、都営住宅の建てかえに当たりまして、地元区市町の要望を踏まえまして、高齢者施設などを併設するほか、買い物弱者を支援するため、市や民間事業者と協力して移動販売サービスを実施しているところでございます。こうしたことから、都のみならず、他の行政機関やNPO、民間事業者等との連携により、生活支援サービスを量的・質的に充実させることが望まれているところでございます。

これらⅡに関しましては、資料-3の本文をごらんいただきたいと思っております。7ページから10ページにかけて記載がございます。

まず、7ページには、子育て世帯への支援といたしまして、都が実施している子育て世帯への支援、とりわけ、今回の論点となっております期限つき入居制度につきまして、制度導入の経緯、運用状況と改善の必要性について、次の8ページにかけてまとめてございます。

同じく8ページには、単身者の入居制度としまして、都営住宅はもともと家族向けに整備されてきた経緯から単身者の入居を認めてこなかったものの、社会情勢の変化に応じまして単身者に入居資格を認め、その資格を変遷させてきた経緯があること、近年は就職氷

河期世代に代表される若年単身者も住宅困窮者としまして、住宅政策面での対応を求める社会的要請が高まっているという趣旨でまとめてございます。これに続きまして、9ページにかけまして、単身者向け住戸のあっせん基準とストックの有効活用、大学との連携による学生入居につきまして触れてございます。

9ページの3の高齢者の生活支援サービスにつきましては、生活支援サービスの担い手について説明した上で、次の10ページにかけまして、都と指定管理者の生活支援サービスについてまとめてございます。また、ページ半ばからは、建てかえによります高齢者施設などの整備に当たり地元区市町と連携していること、また買い物弱者支援では、地元市、民間事業者と協力して実施していること、さらに、団地によりまして、NPOや社会福祉法人などがコミュニティーカフェを運営し、高齢者への声かけ等を実施している例もあることについても触れてございます。

次に、Ⅲの具体的な施策の方向性についてでございます。

大変恐縮ですが、また、資料-2にお戻りいただきたいと思えます。

Ⅲは、先ほどのⅡに対応するよう、3段構成の提言となっております。

まず、1の子育て世帯への支援の一層の充実についてでございます。

期限つき入居の期間の延長につきましては、就学期に応じて入居期間を延長することができる仕組みを整備するべきであり、延長期間としては高校修了期が適当としてございます。また、期限つき入居制度の対象としては、ひとり親世帯を対象とすることが適当であり、地域に溶け込み生活ができるよう、募集の告知や住戸の選定にも配慮することが求められるとしています。さらに、制度の周知が不十分であることを踏まえまして、子育て世帯に必要な情報が確実に届くよう、制度の概要を初め、応募倍率が現在比較的入居しやすい状況にあることについて、広告媒体の設定や募集案内の記載内容等、効果的な周知方法を検討し実施するべきであるとしています。

次に、単身者の入居制度の拡大についてですが、いわゆる就職氷河期世代等の若年単身者につきましては、生活の基盤となる安定した住宅を提供するため、住戸や入居期限など一定の条件を付した上で入居資格を認めることが適切としています。また、単身者向け住戸につきましては、家族向け住戸と比べて数が少ないことから、応募割れしている住戸のある地域などにおいて建てかえの型別供給基準との整合性を図りながら、単身者向け住戸のあっせん基準を弾力的に運用するなどして住宅ストックの有効活用を図るべきとしています。さらに、他の事業主体との連携としまして、都などにおける就労支援策と連携し、

低収入で住宅に困窮する若年単身者の入居を進めるべき、また、多世代による良好なコミュニティを形成するため、建てかえ用に確保している住戸につきまして、大学と連携した学生の入居を検討するべきとしてございます。

次に、3の高齢者への生活支援サービスの向上についてでございますが、入居者の高齢化・単身化に伴いまして、都と指定管理者は民間事業者による移動販売等のような生活支援サービスをさらに充実させていく必要がございます。その際、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの地域を支えるさまざまな主体と連携した取り組みが必要となります。巡回管理人には、入居者の福祉・生活支援ニーズを地域包括支援センターなどにつなげていく役割が求められることから、福祉的な資質の向上に努めるべきとしてございます。また、都営住宅内の集会所や敷地を民間事業者等がイベントなどのスペースとして活用できるスキームを構築することによりまして、高齢入居者間の交流を図るなど多様な主体による見守りの充実を図るべきとしてございます。さらに、高齢化の進む自治会の活動への支援としまして、都では、共益費と使用料を一緒に徴収した上で、草刈りなどの共有部分の管理業務を入居者にかわって行う仕組みを設けまして、平成29年度から実施してございますが、こうした仕組みを情報提供や広報を通じて積極的に推進していく必要がございます。また、建てかえによる創出用地を活用しまして、民間事業者の資力、知見・ノウハウを活用した取り組みを積極的に進めていくべきとしてございます。

恐れ入りますが、また資料-3の本文のほうをごらんいただきたいと思っております。

今御説明しましたⅢにつきましては、11ページから14ページに記載がございます。

まず、11ページには、子育て世帯への支援の一層の充実としまして、期限つき入居期間の高校修了期までの延長、ひとり親世帯への対象の拡大、そして制度の周知について記載がございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページには単身者の入居制度の拡大としまして、若年単身者の入居資格の拡大、単身者向け住戸のあっせん基準の弾力化、就労事業等、他の事業主体との連携について記載してございます。これにつきましては、具体的に都の福祉保健局が実施してございますTOKYOチャレンジネットにも言及しておりまして、低収入で住宅に困窮する若年単身者の入居を進めて、その充実を図るべきとしております。また、学生の入居による住宅ストックの活用にも触れてございます。

13ページに移りまして、3の高齢者への生活支援サービスの向上についてでございますが、生活支援サービスを充実させていくため、都や指定管理者に新たな役割が求められて

いること、高齢者世帯と子世帯の近居の仕組みとして実施している親子ふれあい住み替え募集に引き続き取り組む必要があるとしてございます。続いて、生活支援サービスを充実させていくためには、地域福祉や民間事業者などとの連携が必要でございまして、巡回管理人にはそのつなぎとしての役割が求められていること、民間事業者や多様な主体による見守りが必要である旨をお伝えしてございます。さらに、自治会活動への支援と創出用地の活用についてまとめてございます。創出用地につきましては、八王子市の長房団地における民間事業者による生活支援施設の設置を例に挙げて、こうした取り組みをさらに進めていくべきとしています。

恐れ入りますが、また、資料－２の概要にお戻りいただきたいと思えます。

Ⅲに述べた施策を着実に推進するために、Ⅳとしまして施策の着実な推進に向けてとしてまとめてございます。

まず、適切な広報ときめ細かい情報発信ですけれども、広報に際しましては、必要とする情報が適切に行き渡るよう、さらなる効果的な手法を考えるべきということ、また、都営住宅の存在意義や先駆的な取り組みを知ってもらえるよう、イメージアップ戦略について検討することが望ましいとしています。

次に、区市町村や民間との連携の強化でございます。これまでも何度か触れてまいりましたが、非常に大切なことですので、特出しして項目を設けてございます。ここでは、都は区市町村、特に福祉部門と密接に連携をはかり、福祉に関する人材や体制、民間によるサービス、介護保険制度などを生かしながら、都営住宅に居住する高齢者、障害者、子育て世帯等のさまざまな困窮者を支援していくことが必要としてございます。

資料－３の本文では、15ページにまとめてございますので、ごらんいただきたいと思えます。

概要には記載がございませんが、ページの最後にありますように、これまで申し上げてきたような生活支援サービスの提供に当たりましては、区市町村や民間との連携を図る際には、高齢者以外の入居者や周辺にお住まいの方々にとっての利便性向上にもつながるよう、さまざまなサービスがその状況やニーズに応じて提供されることが望まれるとしてございます。

大変恐縮ですが、また資料－２にお戻りください。

最後の引き続き検討を要する課題でございます。

ここでは、これまでいただいた御意見の中で、さらに検討すべき課題で、次期住宅マス

タープランの策定時にあわせて検討すべきものを3つに分けてまとめてございます。

まず、1つ目としまして、地域における都営住宅のあり方についてでございますが、都民が住みなれた地域で住み続けられるよう、都営住宅には地域のニーズや個々の世帯のさまざまな住宅困窮状況に能動的、機動的に対応していくことが期待されております。

次に、2つ目としまして、都営住宅の管理制度についてでございます。まず、都営住宅は、制度創設時は同居親族を有する家族世帯を対象としてきましたが、今後の制度設計におきましては、高齢化・単身化の進行を十分に認識し考慮することが求められるところでございます。また、住宅困窮者に対して社会情勢の変化に応じて的確に住宅を供給していく視点から、その対象の設定については都の政策課題に沿って総合的に検討する必要があります。これに基づき、施策の実施規模や対象者の範囲、優先順位等を検討しながら、既存ストックを有効活用していく必要がございます。さらに、都営住宅を子育て世帯に供給する場合、その政策効果の評価は子育て世帯における費用負担の軽減、退去理由などにより行うことが望ましいとしております。また、都営住宅におきましては、立地や募集方式の違いなどによりまして応募倍率に大きな差が見られます。その間接的な要因としましては、入居者が受ける受益と家賃負担との相対的なアンバランスもあると考えられます。そのため、地価や設備を要素とします利便性係数の設定については将来的に検討することも考えられます。そして、住戸の様相がえにつきましては、今後高齢化がさらに進む中、再検討を行うことが考えられます。

最後に、3つ目としまして、多世代共生に配慮しました都営住宅の整備についてでございますが、都営住宅の整備におきましては、住戸の間取り、外構計画等について入居者間や近隣住民との多世代交流が図れるような工夫を図るべきとしており、その際、入居者の利便性向上に資する宅配ボックスや自治会活動の活性化に資する防災用資機材の保管場所の設置、保安・防犯や見守りににおけるICTの活用などハード面の技術革新も踏まえた工夫について、住棟や住戸、設備の設計において検討することが望ましいとしております。また、入居者の健康増進、疾病予防や介護予防の観点から、都営住宅ストックにおける省エネ、断熱性能について調査・検討を行う必要がございます。

Vにつきましては、資料-3の本文、16ページから17ページにまとめてございます。

内容についてはほぼ概要に記載してございますが、16ページの中ほどの見出し、入居層の変化への配慮の中ほどには、単身者の新たな住まい方の検討としまして、応募割れしている住戸を活用したシェア居住の試行導入についても、引き続きの検討課題として言及

してございます。

本文は以上でございまして、18ページ以降、用語解説、諮問文、委員名簿、企画部会の審議経過となっております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○浅見会長 ありがとうございます。

ただいま御報告いただきました内容について御意見を頂戴したいと存じます。

それに先立ちまして、本日御欠席の委員から御意見を頂戴しております。事務局から御意見を御紹介いただけますでしょうか。

○尾關計画調整担当課長 かしこまりました。

本日、御欠席の足立区長の近藤弥生委員から御意見をいただいておりますので、そちらを御紹介いたします。

3点ほど御意見をいただいております。

1、当区の住宅困窮者の住宅確保の機会拡大につながる地元割り当て募集の戸数増をお願いします。

2、多世代共生や自治会活動継続の視点からも若年夫婦、子育て世帯向けの募集戸数の増及び期限つき入居期間の就学期に応じた延長の検討をお願いします。

3、都営住宅入居者募集時に窓口で子育て世帯向け募集の対象にひとり親世帯を加えてほしいとの要望を多く受けます。こうした声を踏まえた対象の拡大検討をお願いします。

御意見は以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは、どなたからでも結構ですので、御意見を頂戴したいと存じます。

なお、限られた時間でございます。お一人1回は御意見を頂戴し、その上で時間に余裕があれば、2巡したいというふうに思います。多くの委員がいらっしゃいますので、1回当たりの御意見は簡潔に、おおむね2分以内に済むように御協力をお願いいたします。

それでは、どうぞ。

○清水委員 都議会自民党の清水と申します。

前回、なかなか議論が白熱しまして、発言をし損なってしまいました。後ほど意見書として御意見申し上げさせてもらいましたが、その内容も含めて、企画部会の先生方には、大変諮問文に沿った形でよく取りまとめているのかなと思いました。特に、施策の着実な推進に向けてというところで2点ばかり記載がされてございまして、私はそれに

加えて、やはり迅速な施策の実行ということをぜひとも意見として申し上げたいと思います。

昨今、これだけ社会状況が目まぐるしく変化しておる中で、生活スタイルだとか、人生観、価値観ですとか、あるいは技術革新ですとか、あと経済の振れ幅が大きいとか、ある研究者の方に言わせると、今の時代はすごい時代だといわれて、それだけ目まぐるしく世の中が動いているということでございます。そういうことになりますと、こういった検討した結果を早く実行するということが重要なのかなと思います。

そうしますと、あわせまして、引き続き検討を要する課題というのも載せていただきました。その件につきましては、次期住宅マスタープランを策定するときにあわせて検討したらどうかというふうなことが中間のまとめのほうには書いてございましたけれども、そんなことを待たずに、できることから、これはモデル事業でも結構ですので、どんどんできることから、関係機関で検討していただいて実行していただければなと思います。

意見として申し上げます。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○山本委員 山本です。前回、出席をいたしませんで、失礼いたしました。

私、企画部会のほうにも入らせていただいているんですけども、大変意見が反映されているなというのをすごく思いましたけれども、2点ほど気がついた点を申し上げます。

この中にも、居住支援協議会との連携とか居住支援法人との連携という形で書かれているんですけども、全体的に見ていって、居住支援協議会の中でも排除されがちな障害者とか外国人の方とかLGBTの方のことが、まあ全部書けないのではということはあると思うんですけども、少し薄いかなという感じが、この全体としては、この概要をみただけなんですけれども、思いました。特に、精神障害者等につきましては、居住支援協議会の中でもなかなか対応が難しい状況がある中で、やはり最後の住宅セーフティーネットである都営住宅というものが役割として大きいかなというのがあります。

それからもう一点は、私がこの中にも載っておりました北区の桐ヶ丘で調査をさせていただいたときに、高齢者が52%ぐらいあって、たくさんいらっしゃるということもそうなんですけれども、健康でないと答えられた方が4割ぐらいやっぱりいらっしゃるんですよ。ですので、これからは福祉のみならず医療ということも関係してくるかなというふうに思

いまして、書かれているのかもしれないんですけども、医療との連携というの、これからもっと介護プラス、そこはやはり来るかなというのが少し気になった点です。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○伊香賀委員 この資料－２の一番下の引き続き検討を要する課題の一番最後の行で、前回発言させていただいたことが盛り込まれて、ありがとうございました。

これに関連して、そのことの動きだけちょっと御紹介したいんですけども、昨年11月にWHOがハウジング・アンド・ヘルス・ガイドラインというのを発表しました。前回の審議会以降です。その中で、ゴール3、健康、それからゴール11はまちづくり、それに関連した政策として、要は住宅を温かく保つこと、それから新築時、改修時に断熱改修を促進するということがレコメンデーションされているというのが出たということと、それから、今月1月24日に国土交通省のスマートウェルネス住宅等推進モデル事業の調査結果のプレスリリースを行ったところでございまして、やはり疾病予防、介護予防という観点で住環境整備が大事だということも発表したところですので、そこら辺の情報をうまく今後取り入れていただきながら、課題を詰めていっていただければと思います。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○河端委員 河端です。私も今回初めて審議会に出席するという事で、前回欠席して申しわけありませんでした。

企画部会での意見が反映されていて、大変わかりやすくまとまっていて感謝いたします。

私のほうからは3点コメントさせていただきます。

1点目は、多世代共生の推進というのが基本的な考え方の中心の1つに挙げられていますので、例えば、多世代共生を推進する上では、どの程度多世代共生がなされているのかを把握する必要があると思いますので、多世代共生の度合いがわかる指標のようなものをつくって、団地ごとに見える化してみてもどうかと思いました。

2点目は、子育て世帯への支援について、ひとり親世帯になると思いますけれども、例えば、DVなどですぐに住宅を必要とする子供を持つ世帯、特に幼い子供がいると、住宅

を探す手間、探すこともなかなかままならず、経済的にも困窮している。すぐに入居できるような制度があると大変ありがたいと思います。ですから、通常の選考プロセスよりも早くそうした世帯が入れるような制度があるといいのではないかと思います。

3点目は、これは細かいことですが、名義人が75歳以上の世帯が現在全体の4割を超えるという文言が中間のまとめの5ページの下のほうにございますが、75歳以上である世帯が4割を超えてとここに書いてあり、また、都営住宅における高齢化は著しくと書いてあるので、それが比較できるように、65歳以上だけではなく、都内の75歳以上の割合も並べて書いてあると比較しやすくいいのではと思いました。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○高野委員 豊島区長の高野之夫でございます。

きょうは、中間のまとめ、概要版を拝見し、非常によく整理されて、まず基本的な考え方、この2番の都営住宅入居者の高齢化・単身化。これに関連して、次の制度の課題、これには高齢者への生活支援サービス。そして、方向性としては、高齢者への生活支援サービスの向上とつながっていく。そして、これからの推進に向けてということで、区市町や民間との連携という形の中で、ちょっと豊島区の状況をお話ししながら、これらについて意見を申し述べさせていただきます。

豊島区は今、人口の少ない町村を除いた統計では、75歳以上の高齢者のひとり暮らしの割合が日本一なんです。1番が豊島区で、豊島区が37%、渋谷区が第2番目、3番目が墨田区。それだけに、ひとり暮らしの高齢者、これ非常に社会的孤立になりやすい、さらには認知症、あるいは生活そのものが成り立たないというような、大きな課題に向けていろいろ取り組んでいるわけでありまして。

区の公営住宅の状況の中では、区営住宅、これは、決して多いわけじゃありませんけれども、11団地221戸、さらには福祉住宅というのが253戸あるわけでありまして。その中で、区営住宅の世帯主の平均年齢が65.9歳。さらには、福祉住宅では何と80.9歳になるわけでありまして。その中で、単身者の割合が、単身世帯34%、福祉住宅では88%という非常に高い高齢者、まさにここに整理されているように、高齢化・単身化が本当に進んでいるわけ

であります。都営住宅、うちは割と数が少なく、8団地1,345戸、これは恐らく23区では下から数えて4番目ぐらいだと思っておりますが、けれど、非常に地の利がよく交通の便がいいというようなことも含めて、非常に公営住宅に対するニーズというのは本当に強いものがありまして、なかなか公営住宅、入居がかなわないというのが現状であるわけがあります。

ここ、今回の中間のまとめの中でも、70歳以上の世帯が全体の4割を超えて、さらには半数が単身世帯であって、このままでは50%を超えていくのではないかなというような形で示されております。

私、ぜひ申し上げたいのは、この中間まとめでは、方向性としてはまさに今申し上げたように、高齢化・単身化が進む中で、高齢者への生活支援サービスの向上に示されるように、都営住宅の入居者の生活支援では、特に地元の区市町村と、これは単に住宅部局だけの問題ではなくて、今回示されておりますように、福祉部門との連携を密にすることが重要ではないか。示されているとおりであります。ぜひ、都区の福祉部局との緊密な連携によりまして、居住する高齢者あるいは障害者、さらには子育て世帯等々のさまざまな方々を支援することが必要不可欠ではないかなという思いがありますので、ぜひ、今後も市区町村との緊密な連携の強化を要望いたしたいと思っております。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○もり委員 ありがとうございます。

前回の意見なども大変丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。

子育て世帯に対してなかなか住宅セーフティネットとしての最後のとりでとしての役割が届いていなかったという中で、大変子育て世帯への支援というものにも重点を置いていただいて、先ほど足立区長からも意見があったように、本当にひとり親世帯に対して、これまで対象となっていなかったところにぜひ手を差し伸べていただきたいと強く感じております。また、期限や対象などの見直しということで、学齢期のお子さんに対して長くしていただいたということで、あわせてダブルケアの視点というのは、前回にも加えてお願いをしたいと思っております。

そういった中では、本当に必要な方に必要な情報が届いていないというところに、ぜひ子育て世帯のお母さんたち、行政がいい制度をつくっていてもなかなか届いていないというところがありますので、そういうところはぜひ子育て世帯の方が利用するような区市町村のところにも住宅施策の地を置いてもらうとか、より本当に区市町村で連携を図っていただきながら、必要なところに情報が届くようにしていきたいと願っております。

また、生活支援サービスの重要性というのは、本当に今、医療で、フレイルの介護予防というのは身体だけではなく社会的フレイルが重要となっていると思いますので、社会的つながりをつくっていただくという点では、都営住宅内で完結するのではなく、本当に地域住民を巻き込んだ形で都営住宅内の集会室や敷地などを活用していく、点ではなく面として、地域にどのような機能が求められているかということをやぜひ酌み取って置き込んでいただくような仕組みが図られればよいというふうに考えております。

その中では、住宅の様相がえについても、高齢化についての再検討ということで、ぜひ福祉の視点と強く踏まえていただいて、障害者の方の住宅、特に親亡き後の居場所の要望というのは大変多く挙がっておりますので、ファミリー向けのところをグループホームに活用していただくなど、幅広い活用が図れるようお願いをいたします。

また、省エネという点がございしますが、ぜひ公営住宅としての公益性ですとか、あと災害時の備蓄や発電など、避難をしなくてもいいまちづくりということで、住宅内での防災の観点からもそういった機能、発電ですとか、地域にも寄与するようなエネルギー政策についても取り組みをしていただきたいというような思いを要望させていただきます。

ありがとうございます。

○浅見会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○斉藤委員 公明党の斉藤やすひろでございます。

審議会の企画部会の先生方にまず感謝申し上げます。これまでの御審議の内容、資料なども拝見いたしまして、今、各委員からも御発言がありましたけれども、現在大変に高齢化や単身化が進むこの都営住宅の現状をよく分析されまして、多世代共生というキーワード、今回、キーワードだと思いますが、その実現という目標を掲げられて議論されている様子、内容を拝見させていただきました。明解に提言もいただいていると、的を射たものとして高く評価をしたいと思います。

これは、審議会が答申を目指しておりますので、これが都政の住宅政策としてどう展開

するかは、都議会議員の一員としてそれを重く受けとめて、私もそのときが来ましたらしっかりと政策として練り込んでいきたいと思いますが、まずは最終答申に向けて検討をさらに重ねられることを期待しております。

とりわけ、私が注目しておりましたのは、このⅢの1、この子供の就学期に応じた期限つき入居制度の改善案でございます。高く評価しております。現場を回っておりますと、この子育て世代の方がお子様の就学期に悩みまして、期限10年間あっても、満期前にやはり退去されていく、住まいを見つけていくという、ライフスタイルというか暮らしとの関係でやむなく出ていかれるというケースをよく伺っておりましたが、この点について、今回は就学期ということで、人に注目されている点に私は大変大事な点だなと思いました。この場に臨まれる委員の皆さん共通の理解として、この期限を延長するに当たって、何年という時間ではなくて、人に注目している、なぜ子供の就学期に注目したのかについては、改めてこれは事務局にもお伺いをしておきたいこととございます。これは一つ質問ということになります。

それから、続けてお話ししますと、Ⅲの3ですが、高齢者の生活支援サービスの充実、これもまた的を射た議論であると思いますが、地域包括ケアシステムの議論が国を初めとして各地域で行われている中で、私はかねてより、URが先行いたしましたけれども、この住まいの問題を考えた場合に、都営住宅という東京都のストックが非常に重要であるというふうに思っておりました。高齢化率などいろいろを見ますと、公営住宅の限界はありますけれども、もはや住まいと福祉の連携、住政策と福祉政策の連携は、これは誰もが語るようになりましたが、そこを本当に深めて切り込んでいく、深めていくことが重要であるという観点からは、医療と介護の連携がますます重要になってくる中で、この都営住宅のあり方というものを考えていく必要があるのかなというふうに感じました。URの豊四季台団地を早い時期から見させていただいておりましたけれども、あのような団地のようにはいかないかもしれませんが、場合によっては、学術的な大学の知見なども連携させながら、そして三師会の先生方のスキルもいただきながら、住んでいる人が長くそこに住み続けられるような、そういった地域づくりの核として都営住宅を考えていくことも重要であるというふうに、今回の企画部会の先生方の資料を拝見して思った次第でございます。

質問は1点で、あとは提言でございました。

○浅見会長 ありがとうございます。

ちょっと御質問が出たのと、それから何人かの方から若干御意見いただきましたので、

ちょっと事務局で何かありましたらよろしくお願いします。

○八嶋経営改革担当部長 都営住宅経営部経営改革担当部長の八嶋です。よろしくお願いいたします。

まず、清水委員からは、次期マスタープランの改定待たずして、できることから実行という御意見いただきました。もちろん、それまで待っているということではなくて、できることから着手していきたいというふうに考えてございます。

それから、山本委員からは、障害者ですとか外国人ですとかLGBT、こういったような御意見ございましたけれども、一応、本文にも、例えば15ページの2区市町村や民間との連携強化ということで、下のほうにありますけれども、障害者自立支援制度などを生かしながら、高齢者、障害者、子育て世帯、ひとり親世帯等々のさまざまな困窮者を支援していくというふうなことで述べさせていただいております。それから、外国人につきましては、16ページの下のほうでございますけれども、多言語対応の居住ルールなどの情報提供をすることにより、共同生活を支援しているということで若干述べさせていただいているところでございます。ただ、まだ表記で不足しているということでございましたら、その辺、また若干工夫したいというふうに思っております。

それから、これからは医療との連携というお話もございましたけれども、そちらにつきましては、例えば14ページになりますけれども、創出用地の活用で長房団地、こちらで創出した用地に商業・医療・福祉等の生活支援機能を誘導するというような記述もございまして、これからこういった試みを取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、伊香賀委員のほうからは、これからの福祉、医療との連携というようなお話であったかと思っておりますけれども、今回、例えば巡回管理人に地元区市町の福祉部門とのつなぎ役になっていただくというところ、一つの大きなテーマになってございますけれども、そこに医療の情報等も含めまして連携をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、河端委員からは、多世代共生の見える化というんですか、その度合いというものという御提言がございました。ちょっとなかなか難しいかなというふうには思っておりますけれども、これからの研究材料とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、75歳が4割とか65歳、その東京都全体との比較というお話でございましてけれども、これは3ページ「はじめに」のところで、最初のほうに、東京都内では75歳以上の

単身世帯が39万世帯で、都営住宅につきましては、名義人75歳以上が4割を超えていて、単身世帯はその半数でございますので約20%というような記載がございますけれども、ちょっとわかりづらいようでありましたら、これに資料編もつける予定でございますので、そういったところでまた整理をさせていただけたらと思っております。

それから、豊島区長さんからは、地元区市町福祉部門との連携ということで、15ページに厚く記載をさせていただいております。積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、もり委員からは、情報発信、必要な情報が届いていないのではないかというような御意見がございました。こちらにつきましても15ページで適切な広報ときめ細かい情報発信ということで、施策の着実な推進に向けてということで、大きな課題としてお伝えをさせていただいております。積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、地域を巻き込んでとかそういったことも、今回この中間のまとめではかなり触れているところでございます。

それから、斉藤委員から御質問でございます。なぜ高校修了期までなのかという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、11ページの中ほどでございますけれども、延長期間の検討に当たっては、高校及び大学への進学率等による入居者間の公平性を確保するとともに、入居収入基準の特例等、他の子育て世帯への支援策との整合性を考慮することが必要でありというふうになってございます。例えばでございますけれども進学率でございますが、これは文部科学省の調査でございますけれども、29年度東京都におきましては、高校進学率が98.7%に対しまして大学進学率が65.9%というふうなことで、こういった入居者間の公平性。それから昨年度でございますけれども、入居収入基準の裁量階層を小学校入学前から高校修了期まで条例改正をして拡大したということがございまして、こういった制度との整合性、そういったものも考えて高校修了期が適当ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○浅見会長 ありがとうございます。

○清水委員 会長、済みません。

ちょっと言葉足らずで済みませんでした。私が申し上げたかったのは、この中間まとめ(案)のⅤについては、次期の住宅マスタープランを待たずしてできるところからということが言いたくて、このⅢにつきましては、迅速にこの施策を展開することが重要である

ということを申し上げたかったので、申し添えたいと思います。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○伊香賀委員 先ほど私の発言ということで御紹介いただいたのは多分間違いだと思います。それだけ訂正をお願いします。

私が申し上げたのは、Vの3の一番下、断熱のこと、WHOの話と国土交通省の調査事業の話を上げただけでして、多分ほかの委員の御発言のことを私の発言とされたんだと思いますので、そこだけ訂正をお願いします。

○浅見会長 それでは、まだ御発言いただいている委員、どうぞ。

○加藤委員 加藤です。今までの議論を踏まえまして、非常によくできているというふうに思いました。まさに、家族の形態とかライフスタイル、社会的な状況を捉えて、ここまでよくまとめていただいたと非常に感銘を受けております。

今後の課題ですけれども、Vにございます検討を要する課題が重要であると思います。それは何かといいますと、間取りの面積、住戸の面積とか、それから地域に開かれた配置にするためにどうするかというのは非常に大きなことだと思っております。

小田急線の沿線にある社宅がリノベーションされまして、皆さんに喜ばれている団地がございますけれども、そこは当初、子育て世帯をターゲットにしていたのですが、調べてみると、実は住戸の面積が37平米なので、子供ができると狭くて、皆さん出ていっているようでした。他の団地で公社の住宅の団地でも同じようなことがありました。その辺の住戸の面積ということについては、今後ぜひ御検討いただきたいというふうに思いました。

それから、地域に開かれた配置等にするということです。公営住宅の中に施設として、どういうものをつくるかというのは非常に重要な気がしております。

小田急線沿線の団地では、ドッグランとか農地とか農家カフェなんかがありますが、余り居住者の人は使っていません。でも、市の経営でやっている子育て支援センターには近隣の方たちが集まってきていて、非常に大きなコミュニティーができていて、地域の拠点となっていました。地域の拠点となるような施設、公共的な施設というのをきちんとつくることによって、それこそ多世代共生ということでしたか、それが促せるんじゃないかということを感じております。事例紹介ですが、そんなことを感じておりますので、引き続き検討を要する課題に、非常に期待しているところでございます。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

じゃまず宮瀬委員、お願いします。

○宮瀬委員 2分で簡潔に申し上げます。2点ございます。

まず、諮問事項のことを受けてなんです、引き続き検討を要する課題ということで、このように16ページ、17ページに住宅困窮者の優先順位という話ですが、やはり平成29年度都営住宅単身高齢者向けの倍率が52.5倍で高どまり、入れなかった方が延べ12万8,248名もいらっしやると。それで、高齢化のピークが2050年に100万人ふえる中で、この問題をやっぱり捉えないといけないんじゃないかなと。

今、60歳以上で年収256万8,000円未満の方々から、くじで抽選で選んでいるわけですけども、私はここで、例えば年収がゼロであっても250万であっても、その中からくじで決めてしまうと、福祉の要素もあると思いますが、福祉をくじで決めていいのかなと。やはり、ここは真に困窮している人から、くじだけではなくて、もう35年も申し込んでも当たらないという方の御相談も受けております。なので、そういった優先順位の見直しというのは、しっかりと行わなければいけないんじゃないのかなと。

また、建てかえ等の際には、倍率の高いところの間取りをふやしていただいて、都営住宅自体をふやさない方針であるとのことでありますので、工夫によって倍率を下げることでとか、あと最後になりますが、災害時対策につけた家具転倒防止器具を、都営住宅退去の際に原状回復しないといけないということで、家具転倒防止器具をつけるのを控えている方も多くいらっしやいます。ぜひ、災害の観点からも、家具転倒防止器具をつけた際には、原状復帰の費用は都に持ってもらうといったことを検討していただきたいと思えます。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

じゃ星見委員、お願いします。

○星見委員 日本共産党の都議会議員の星見てい子です。

子育て世帯、それから若年を含めた単身世帯、高齢者世帯、それぞれの課題に光を当てていって新たな制度の拡大すること、また高齢者の生活支援サービスでは、地域での福祉支援などの連携推進、全体として積極的であると思えます。

その上で、4点意見を述べさせていただきます。

1点目は、先ほども出ていました11ページにあります期限つき住宅の延長についてです。子育て世帯の期限つき住宅については、住宅を退去すると校区内に今の収入では住める家が見つからないという現実があります。それだけに、高校修了期まで延長したことは大いに歓迎しています。さらに、大学までの拡大をぜひというふうに提案します。部会で一度検討がなされているということが書かれてありました。大学生は最もお金がかかります。低所得世帯から安定した就職につなげ、貧困の連鎖を生まないためにも、ぜひ再検討をお願いします。

2つ目は、裁量階層の拡大についてです。収入基準を緩和し裁量階層を拡大すると。これは、既に子育て世帯で都は拡大をしていますけれども、神戸市などが実施している新婚家庭への拡大も検討していただきたいです。今回、都営住宅の極端な高齢化を緩和し、ソーシャルミックス、多世代共生を進めるという課題があります。その線からも、新婚家庭は子育て前であり、また都営住宅内のコミュニティー活動にも積極的に参加できる可能性があります。

3点目、10ページの創出用地の活用です。

建てかえによる用地の活用ですけれども、高齢者への生活支援として、暮らしやすい生活の中心地として、今回、福祉や医療、買い物、交流などの生活支援機能の誘致を目指すものが示されていることは非常に重要です。用地活用は、くれぐれも超高層ビルなどの開発ではなく、こうした方向を進めていただきたいです。

4点目、17ページのところに今後の課題として出ています利便性係数の再検討についてです。

これは使用料の利便性係数の再検討なんですけれども、応募が高倍率になっている理由の一つとして受益と使用料負担のアンバランスにもあると書かれていますが、私が住む目黒区で100倍を超える高倍率になっている1番の理由は、全都一都営住宅が少ないためです。人口27万7,000人に対して、2017年までの10年間の募集戸数は、平均年で9戸しかありません。全く都営住宅は足りないわけで、高倍率は住宅の増設以外に基本的には解決できません。とりわけ都心地域では、今、所得格差が大きくなる、その一方で高家賃、これはもう大都市特有の住宅問題が一層顕著になっています。利便性係数の改定で家賃が引き上げられると、都心部分は特に低所得のための低家賃の住宅という公営住宅の基本原則がゆがめられる可能性がありますので、ぜひ記述は削っていただきたいと。

以上、4点言った上で、1つだけ質問があります。

4ページのところの「都営住宅の役割」での文言なのですが、都営住宅は住宅に困窮する低額所得者に賃貸する住宅と説明していますが、その低額所得者についての括弧書きで「最低居住水準の住宅を住宅市場において自力で確保することが困難な者」となっています。この記述は、公営住宅法にも都営住宅条例にもありません。収入分位25%以下は原則対象階層です。このような文言だと、低額所得者の定義が著しく収入が低く困窮している人に狭められていくというおそれがあります。ここでいう「最低居住水準の住宅を住宅市場において自力で確保することが困難な者」というこれは、現在の都営住宅応募資格者は皆該当する対象のことと考えてよいのかどうか、その点だけはお聞きしておきたいです。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

御質問が出ましたので、あとほかの委員からもまた御意見がありましたので、事務局、よろしくをお願いします。

○八嶋経営改革担当部長 ありがとうございます。

まず、加藤委員から子育て支援センターが地域で重要な役割を果たしているというような御意見がございました。創出用地を活用しながら、そういったことにも取り組んでまいりたいと考えております。区市町村との連携で、そういった取り組みを行っていききたいというふうに思っております。

それから、宮瀬委員からは、優先順位のお話で、単身高齢者向けの住宅が足りていないということでもございました。直近の倍率で申しますと、昨年8月の募集でございますが、47.1倍ということになってございます。他のセーフティーネット住宅等も活用しながら、そういった対応をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、家具転倒防止の原状回復につきましても、そういったプランを持って助成をしている区もあるということでもございますけれども、当該機関の御意見として賜りたいと思っております。

星見委員からは、期限つき入居の延長期間、大学まで再検討ということでもございまして、それは御意見として承らせていただきます。

それから、裁量階層の例えば新婚への拡大、そういったものでございますけれども、こちらにつきましても、中間のまとめ、16ページから17ページにかけまして、都営住宅の対象の設定に当たっては、今後、都の政策課題に沿って多様な施策の観点から総合的に検討

するというようなことで記載してございます。そういったような、例えばでございますけれども、新婚ということも一つの対象にはなろうかなと思ってございますが、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思ってございます。

それから、最後は御質問で、これが4ページの「都営住宅の役割」の文言でございますけれども、「最低居住水準の住宅を住宅市場において自力で確保することが困難な者」という表現でございますけれども、実はこれは法律で規定されている文言ではございませんけれども、公営住宅法の逐条解説の中で、公営住宅法上の住宅に困窮する低額所得者は最低居住水準の住宅を住宅市場において自力で確保することが困難な者と定義されているというふうにされてございまして、要は、一般論としてこういうような記載をさせていただいてございますけれども、実際には、都営住宅の入居資格として最低居住水準云々というもの客観的な要件とはしておりませんので、この表記につきましては誤解を招かないように、ちょっと工夫をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○澁谷住宅政策担当部長 済みません、住宅政策担当部長の澁谷でございます。

ちょっと補足させていただきますと、今、八嶋部長から説明のあった最後の説明の定義につきましては、公営住宅制度のまさに施策対象の考え方を示しているものでございまして、それをそのままここで引用させていただいています。公営住宅法の解説書に示されているところでございますので、ですので、お答えとすれば、今の施策対象そのものをあらわしている、ということでございますので、それだけ補足させていただきます。

○星見委員 私が今聞きましたのは、ここはちょうど現在の都営住宅についての中間の提言が出ているものですから、現に都営住宅に募集要項で入っている皆さん自身の資格要件と違うものではないですねということを確認しておきたいんです。ぜひ、そういう意味では、都営住宅が現在使われている都条例に書かれている中身としっかり整合するような工夫で検討いただければと思います。

○澁谷住宅政策担当部長 ありがとうございます。違うものではございませんので、それだけは。

○星見委員 わかりました。

○浅見会長 それでは、また引き続きまして、じゃ中山委員、お願いします。

○中山委員 中山です。

企画部会に参加しておりまして、いろいろ意見が出たんですが、よくまとめられたとい

うふうに思っております。

私のほうは、感想に近いんですけども、一つ自治会活動について意見を述べたいと思います。

このまとめの中でも、4ページとか6ページに自治会活動の役割などを具体的に記載されておりますけれども、その後は、10ページ、13ページでは高齢化の視点から記述がされているということでもあります。これはこれでよいと思いますけれども、一般的に言われる自治会活動の低下、若い方の非参加傾向だとか無関心化等々は、都営住宅の自治会に限ったことではなくて、例えば分譲マンションの管理組合をどうするかとか、それからPTAの運営をどうするかとか、あと戸建ての町内会でも町内会に入るか入らないかとか、いろいろやわらかい団体といいますか任意に近いような団体の運営活動がこの10年、20年の間に非常に難しくなっているということは事実であろうと思います。

ですので、高齢化だけの視点に限らずに、自治会活動全体を今後どうやっていくかということや自治会活動の本来の使命を果たせるようにするにはどうしたらいいかというふうなことは今後の検討課題として、記述するしないはお任せしますけれども、そういう視点は重要なのではないかということをお願いしたいと思います。

特にお答えは要りません。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかに。

じゃ荒委員、お願いします。

○荒委員 企画部会のほうの話をまとめていただきまして、ありがとうございます。

私のほうからも1点、自治会活動に関しまして意見を述べさせていただきたいと思いません。

今回、自治会活動への支援ということで挙げているものが、平成29年度から実施している共益費の徴収ということで、この活動に関しましてはいいのかなと思っているんですが、そもそもの基本的な考え方の中で、世帯の高齢化・単身化が進行する中で自治会活動に支障、機能低下が顕在化という意味では、施策として少し弱いのかなと思うところがございます。

先ほど中山委員からもございましたが、やはりそろそろ本当に自治会活動の質的向上の支援をどこまで踏み込むかという議論が必要なかなと思っております。というのは、そもそも加入率がふえたり徴収がふえても、高齢化が進んで活動の質が低下してしまったり、

既存の活動が継続できないという課題を抱えている自治会も非常に多いというふうに見受けられますので、その質をどうするかということがある意味重要になってくるのかなというふうに思っております。担い手の発掘や育成もそうですし、あるいは近隣の連合自治会との連携等々、そういった部分も踏まえていくべきと思っております。

というのは、今回、生活支援サービスの拡大の中で、民間事業者がイベント等の活用をスペースでできるようにというふうな施策があるんですけども、こういうことをやっていくと、自治会に入らなくていいやというふうに思われてしまうところもあると思いますので、自治会の加入率、あるいは活動の質というものを改めて見直していくことが必要だと思っております。

手前どもの活動で恐縮なんですけども、民間デベロッパーと組んで自治会の伴走支援、質的な向上を高めるような取り組みをし始めておりますので、そういった意味では、民間の活力も活用しながら取り組まれるといいのではないのでしょうか。中間のまとめで入れるのが難しければ、引き続き検討を要する課題の中で重要施策として検討をお願いできればなというふうに思っております。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

それでは河合委員、お願いします。

○河合委員 課題のところでは子育て支援のところですが、制度の存在、仕組みについて対象の若年ファミリー世帯に向けたわかりやすい周知・広報が必要ということで挙げられておまして、私はここは大変重要であると思っております。せっかくいい制度をつくっても、制度が周知されていなければ何の役にも立たないということで、ここはしっかりとやっていただきたいと思っております。

ただ、一方的な情報発信だけではどうしても限界があるのではないかと思います。どうしても制度については、いろんな疑問が出たり質問したいということも出てくると思いますので、そういった場合に気軽に相談を受けられるような窓口とか、電話等でも受けられる窓口とか、そういう双方通行の可能な周知・広報といいますか、周知・広報という言葉を広く捉えていただいて、双方通行ができるような仕組みにしていきたいなというふうに感じました。

このことは、高齢者支援サービスにもまた結びつくことだと思います。私の所属してい

る消費者団体では、年1回110番を実施しておりまして、例えば欠陥住宅110番とか、そういうことでやっているんですけれども、たまたまお昼のニュースなんかで取り上げていただけると、すごい数の電話が殺到します。しかし、それがないと、ほとんど電話が鳴らないということがありまして、改めて広報のすごさというのを感じるんですが、もう一つは、やはり隠れたニーズというのが非常に多いということですね。

そういうことで、都民の側からのアクセスのしやすさという視点もぜひ考慮していただいて、やっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

まだ御発言いただいていない方。

じゃお願いします。

○有田委員 有田でございます。

企画部会でのさまざまな御議論をまとめていただきまして、事務局の皆様の御尽力に感謝申し上げたいと思います。

私からは、単なるコメントということなんですけれども、今回さまざまな新しい施策を広げる内容がありまして、それをいろいろ考えていけば、幅広い意味で地域社会とかさまざまなほかの部局とか、施策実施に当たってさまざまな連携を拡大強化していくということがどうしてもそこに含意されているかと思いました。

それで一方で、この中間のまとめの中では、多世代共生というキーワードがあるんですが、多世代共生のところだけを見ると団地内での多世代共生というふうに読めるんですが、しかし文章の中をよく見ていくと、もう少し幅広い意味で、共生というキーワードで地域社会との共生とかさまざまなところの連携、そういう意味合いも実質的には非常に込められているのかなということを感じました。

それは非常に大事な視点だなと改めて感じた次第ですし、あと、そういった意味で、こういう住宅ストックが、どうしても今、既存の団地がある都市、場所で、新しく都営住宅の場所がふえていくということではないと思いますので、今ある都営住宅団地が今の地域の中で持続可能な形で地域社会に受け入れられていくという方向が望まれているということだと思いますので、この中に特に記載するようなことではないんですが、東京都の関連する部局の方、さっき足立区長様からの御発言を御紹介いただいたことがあったかと思う

んですが、そういった地元の自治体であるとかさまざまな方々と、これまで以上のいろいろな緊密な連携をしていただくことの必要性を感じた次第です。

○浅見会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○本橋委員 いろいろと取りまとめ、ありがとうございます。都議会議員の本橋でございます。

私は、今回のこの中間のまとめで申し上げる点、恐らくⅣの施策の着実な推進に向けての中の2番の区市町村や民間との連携強化についてのことなのかなと思うんですけども、それと同時に自治会組織に関してのお話をちょっとさせていただきたいと思います。

先ほどの中山委員さんとか荒委員さんからもお話がありましたが、自治会組織自体の高齢化とかさまざまな課題がある中で、しかし、地域との連携、特に具体的にいいますと、当該都営住宅があるところの町会組織、町会との連携プレーというのは、本当に密にさせていただくような工夫というのが必要だと思っています。

例えば、自治会組織も毎年1年交代、当番制という形でかわっていったりすると、意外と、次は私なの、面倒だなというような形の中で、でも1年我慢すればいいやという形で、意外とマニュアルだけをこなすという作業になりがちの中で、例えば、自治会というだけあって自治権というのがありますから、どこまで外から入っていけるかもありますけども、例えば2年交代制にするとか、また、地域の特性を踏まえたオリジナルのマニュアルというのをお渡しするなり、ここは自治会組織の中で内部完結的になるよりお互いにサポートするというような、そういった局面は必要だと思っています。

次に、地域とのかかわりで都営住宅、恐縮ですが、意外と敷地に余裕といいますか、ここに何か建てても大丈夫だなというような事態も散見されると私は思っているんですね。

例えば、ある都営住宅の敷地内には消防団の小屋、団小屋といいますけども、これができたり、そういった形でさまざまな、それでそれができれば当該地域は消防団活動の拠点ができますのと、あと一丁何かあったときはその団員の方が駆けつけてくれるのかなというような、そういった期待感が出ますし、こういった個々具体的な地域貢献というものに目を向けていただければありがたいかな、そこまでのちょっと取りまとめも具体的に活字としてペーパーベースで落とし込んでいただければ私はありがたいなと思っています。

以上、要望でございました。

○浅見会長 ありがとうございます。

○中山委員 中山ですが、役員の任期について、例えばこういうこともある。2年にするときに、役員を半数ずつ互い違いにする。そうすると一時に替わらずに2年やる人がずれていきますので、継続性が保てる。そういうふうな管理組合なども最近出てきております。昔は大体1年限りで全員交代というのが多かったわけですけれども。

○浅見会長 以上で、会長、部会長を除きましては御出席の委員から御意見をいただきましたんですが、事務局のほうで何かありましたら、どうぞ。

○八嶋経営改革担当部長 いろいろな御意見、どうもありがとうございます。

中山委員も、回答は不要ということでございましたけれども、非常に有用な御提言を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

それから荒委員からは、自治会の質的向上への支援というようなお話がございましたけれども、今回の諮問でもそうでございますけれども、やはり若年世帯の入居を促進して、団地に活力、自治会に活力を与えていきたいというような試みもございます。

また現在、巡回管理人が団地を訪問した際、自治会の相談役になっていろいろサポートしているというようなことがあったりとか、それから自治会懇談会というのをやってございます。これは数年に1回ということになってございますけれども、幾つかの団地の自治会に集まっていただいて、いろいろな取り組みを紹介し合ったりと、情報交換の場を持つたりしてございます。

それで現在、指定管理者は東京都住宅供給公社でございますけれども、来年度以降、また5年間指定管理者ということが決まっておりますので、その企画の提案の中で、さらにそういった自治会への支援の強化というようなことも掲げてございますので、また公社ともいろいろ相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

それから河合委員からは、周知・広報については、一方的ではなくて双方向のやり取りが必要だというような貴重な御提言でございました。

現在、公社のほうでは、24時間、365日体制で電話での相談受付を行っておりますので、こういったことも活用しながら、そもそもそういった相談ができるんですよというようなことをしっかりと広報していきたいなというふうに考えてございます。

有田委員からは、この中間のまとめに散りばめられてございますキーワードですとか、趣旨、そういったものをうまくまとめて御紹介をいただきました。ありがとうございました。

それから本橋委員からは、自治会とそれから地元、周囲の町会との連携を密にというこ

とで、これも貴重な御提言を頂戴いたしました。検討したいと思います。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

では2巡目でも構いませんので、何か。

じゃどうぞお願いします。

○斉藤委員 都議会議員の斉藤やすひろでございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

特に中間のまとめの記載等に関するものでないので、念押しというか確認の意味で2点ほど申し上げたいと思いますが、いろいろ各委員の企画部会での御議論などを伺いますと、やはり単身者の入居制度の拡大ということ言えば、就職氷河期世代の、要するに若い方々にも視野、光を当てていること、大変そういう方がおられます、大変に厳しい、自分だけの努力ではどうしようもない、そういう氷河期の中で住まいの確保に大変御苦労されている、そういう世代がございます。そういった存在にも光を当てている点を大変評価したいと思います。

そして、ひとり親世帯、そういうところでもございました。その中で宮瀬委員からもお話がありましたけども、やはり、そもそも論としての公営住宅の趣旨というか、応募資格者の本来入居すべき方々の入居機会を減ることがないように、やはりこれは細心の配慮をしていかなきゃいけないという中での議論ということで認識をしております。

入居者の範囲を広げる上では、そういったことが重要であるということをしっかり確認した上で、一定の条件ということの記載がございますが、十分に検討していただきたいことを要望しておきたいと思います。

そして、伊香賀委員からお話がありましたが、国際的な視点でいったときに、これは加藤委員からもございましたけど、住まいの広さとか、そういった世界の中での日本の東京の住まいという問題意識からすると、人が住まうにはどのぐらいの広さがあればいいのかということについても、ほかの都市の参考になるような、そういった公営住宅の姿というものも示すチャンスなのかなと。

ことし5月にはU20、アーバン20として各都市のさまざまなメイヤー、首脳たちが集まる機会もあるようでございますので、こうした都営住宅での議論がSDGsの観点からも、誰一人置き去りにしないという観点では、障害のある方、LGBTの方、また、もしかしたら外国人の方もこれから入ってこられます。今現在、そういう問題で苦労している自治

会もでございます。外国人の問題で悩んでいる自治会もございますが、そういう世界の中での東京の公営住宅の姿というものを持続可能な自治会、町会、住まいのあり方というものについて、SDGsの観点からそれらをしっかりと発信していくことも改めて重要なんだなど、きょうのこの委員の御議論を伺って感じたことでございます。

一言申し添えたいと思います。ありがとうございました。

○浅見会長 ありがとうございます。

○高野委員 一言いいですか。

○浅見会長 どうぞ。

○高野委員 人間が生きていくのに基本的なものは、やっぱり住宅だと思います。そういう中で、先ほども申し上げましたけど、非常に高齢化がどんどん進んでいく中で、その最後は住宅です。さらには住宅の中でも、例えばうちの豊島区の都営住宅の中、今、西巢鴨一丁目アパートの建てかえに入るわけでありまして、東京都も豊島区も新しい住宅はつくらないという方針でありますので、この建てかえというのは非常に大きな中心になっているのではないかなど。

その中でいろいろ、西巢鴨にお住まいの方の調査をさせていただきましたら、90歳以上の単身高齢者、あるいは障害者世帯、さらには生活保護受給者、介護保険サービスの利用世帯がそれぞれ数十世帯ございまして、ほとんどこれらについては福祉と強いつながりを持っているということでもあります。東京都のほうは都営住宅をつくっておしまい、もちろんそれだけではありませんけど、こういった面について、やはり地元の自治体がしっかりそれをサポートしていかなければというような思いもあります。

これから新しいのはできないけど、建てかえ、建てかえに行く場合には、こういう点も十分に、今回のいろいろの検討の中に踏み込まれておりますけど、そういった点をぜひお考えいただきながら、私たち豊島区では、今、全庁を挙げてこの問題を解決していくということで、総合高齢社会対策プロジェクトを、全庁を挙げてこれに今年度から取り組むというような形であります。それこそ、まさに生涯元気で暮らしていくための健康寿命の延伸等々に寄与する施策を、これを一つの大きな中心的課題として進めてまいりたい、そんな思いをしておりますので、これからも都と緊密な連携をとりながら、ぜひ進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○荒委員 たびたび失礼いたします。

先ほど自治会活動に関しまして、事務局の方のほうから御説明ありがとうございます。

方向性に関しましては非常にいいのかなと思ったんですけど、1点だけ強調しておきたいと思います。それは若年層の入居をてこ入れに自治会の活動を促進するというお話があったんですけど、そもそも若年層が参加したい自治会になっているかという、なかなか正直難しい面があるのかなと思っております。

なので、言いたかったのは、そもそも既存の自治会活動でいいのかという見直しが必要だと思っております。基本的に自治会活動というのは、継続して活動していくということで精いっぱい、皆さん必死にやられているんですけども、それが今の地域の状況に合っているかという見直しをするまでの余力がないという現状があります。そのため活動の見直しと、大げさに言えば改革ですね、そこまで本来であれば踏み込んでやっていく必要があると思っております。何か一概に加入率を上げればいいというよりは、やはりそもそも何が本当に必要な活動で、どういった方々と一緒にやっていくのが大事なのかというところから見直していくべきタイミングなのかなというふうに思っておりますので、その点はぜひ御検討いただければと思います。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○もり委員 ありがとうございます。都議会議員のもり愛です。

自身も本当に就職氷河期世代でありまして、そういった中では本当に若い方、今、蒲田でも本当にネットカフェ難民と言われるようなネットカフェで生活しているような方もいる中においては、若い世帯においても住宅施策が届いていくというのはすごく重要なことで、その点において就労支援と緊密に連携をとっていただいて、公営住宅の役割というのは、やはりある一定期間住まわせていただいて、若い方については、そこから巣立っていただくような、居住している間に収入が向上するような取り組みについても、ぜひ緊密に就労支援と連携を図っていただきたいと思います。

また、多世代共生という中においては、先ほども民間事業者がイベントを行うということについては、本当にそれでよしとするのではなく、市民の発想、市民活動とも連携を図っていただいて、市民が柔軟に本当に幅広く地域の拠点となるような活用を図っていただきたいという要望をさせていただきます。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○河端委員 河端です。

先ほどコメントしたことと同じですが、事務局から御回答いただけなくて気になりましたので、もう一度申し上げさせていただきます。

子育て世帯の支援ということで、DVや虐待などによって、すぐに住宅が必要なひとり親世帯といいますか別居を望む両親世帯のために、通常のプロセスよりも早く住宅居住できる制度はあるのでしょうか。ないようでしたら、ぜひ御検討いただきたいと思います。

例えば、DVで、かつ幼い子供がいると、緊急に住宅が必要だけれども、住宅探しが非常に困難であるからです。住宅セーフティーネットという観点からも大切な取り組みだと思しますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

例えば、DVで、かつ幼い子供がいると、緊急に住宅が必要だけれども、住宅探しが非常に困難であるからです。そういった点は、住宅セーフティーネットという観点からも大切な取り組みだと思しますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○浅見会長 御質問が出ましたし、あと御意見を幾つかいただきましたので、事務局のほうでいかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 まず、斉藤委員からは、若年単身向けに住戸を提供していくということで、そのほかの方の入居機会を減じないようという御意見がございました。こちらにつきまして、12ページに記載してございますけれども、そのように工夫をして進めていきたいというふうに思っております。

それから、高野委員から、建てかえ等に際してもという御発言ございましたけれども、これは17ページに、今回は管理制度についての諮問をさせていただきますけれども

も、あえてハード系の記述も最後に加えさせていただいてございますので、そういった工夫も行ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、荒委員につきましては、そもそも若い方が参加したい自治会であるのかというふうなことで、自治会の改革、見直しをとということでございます。貴重な御提言でございますので、今後自治会を支援していく中で、そういったことも視野に入れながら検討したいというふうに考えてございます。

それから、もり委員から、就労との支援、連携をしっかりとということでございますので、そのように進めさせていただきます。

それから、民間事業者だけではなくて、市民階層との連携というようなものも必要であるという御意見でございました。私ども、これまで余り取り組んでまいりませんでした地域の福祉との連携、つなぎとか、それから移動販売等を実施するようにならしてございますけれども、さらに民間事業者等と広く連携をしていきたいというふうなこと、そういったようなことをきっかけにして、例えば現在、桐ヶ丘団地とか戸山ハイツで実施している市民活動、そういったようなものに広がっていけばいいなというふうに考えてございますので、そのように取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後に、河端委員から、DVとか虐待とかという、済みません、先ほどお答えしなくて申しわけございませんでした。現在、東京都では、まずそういったような方につきましては、福祉保健局のほうで一時保護施設に入らせていただきまして、その出口として都営住宅を特別割り当てという形で提供してございます。52戸を確保してございまして、そのような取り組みをしているというところでございます。

以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

ほか、何か御意見ありますでしょうか。

特になければ、全体としてこの報告書を大きく変えるような御意見はなかったように思われますけれども、若干いろいろな御意見いただきました。もしかしたら盛り込んだほうがいいかもしれないような御意見もあったように感じました。そこで、本日の御議論を踏まえまして、私と齊藤会長代理とで検討させていただきまして、事務局に指示して修正案を作成していただくようにしたいと思います。その後で皆様に至急メールで送って、御確認いただきたいというふうに思っております。

この修正案の作成及びそれに対する皆様の御反応を踏まえた中間のまとめの作成につき

ましては、済みませんが私と齊藤会長代理に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅見会長 どうもありがとうございます。

なお、事務局からは、中間のまとめについて18日月曜日からパブリックコメントをしたいというふうに伺っております。パブリックコメントの趣旨は、都民の皆様から広範に意見を聴取するものでございます。パブコメの日程にできる限り影響が及ばないよう鋭意調整を進めたいというふうに思います。委員の皆様の御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

このように進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅見会長 それでは最後に、議事(3)その他といたしまして、今後の審議日程などについて事務局から御説明をお願いいたします。

○増田住宅政策課長 今後の予定につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の右上の資料-4をごらんいただけますでしょうか。

資料-4でございます。本日御審議いただきました中間のまとめ(案)につきまして、皆様の御意見を踏まえて修正の上、皆様のお手元に表紙の1枚紙をお配りしておりますが、こちらの(案)のとれた中間のまとめという形で、予定では2月18日月曜日にもパブリックコメントの受付に付しまして、1カ月程度都民の皆様からの御意見を募集する予定にしております。

また、年度明けまして本年4月に開催を予定しております企画部会におきまして、本日皆様からいただいた御意見、それからパブリックコメントをもとに必要な修正を加えたものを答申素案の案として御議論いただくと。その上で、次回の本審議会につきましては、同じく4月ごろに開催を予定させていただいております。また、続きまして翌5月ごろに答申案の審議、答申を予定しているところでございます。

委員の皆様には、年度初めで非常に御多用のところ大変恐縮でございますが、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○浅見会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から次回の予定につきまして御説明がありました。委員の皆様におかれましては、御予定くださいますようお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の審議を終了させていただきます。長時間にわたる議事進行に御協力いただき、まことにありがとうございました。

午前11時16分閉会